昭和四年四月十五日第三鍾郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に产るときは翌日)

鳥取県規則第五十六号

鳥取県知事

石

破

朗

 $\langle \cdot \rangle$

()

解除予定保安林建設業者の登録まつ消 陸運事務所長事務委任に関する規則 目 次

◇ ◇ 告 規

示 則

との規則は、

公布の日から施行する。

告

示

運事務所長に委任する。

行う臨時運行許可業務に関する知事の監督権を鳥取県陸 法律第百八十五号)第三十四条第二項に基き市町村長の 条第二項の規定により、道路運送車両法(昭和二十六年 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三

陸運事務所長事務委任に関する規則

◇選管告示

♦雜

規

陸運事務所長事務委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県告示第五百七十二号

より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。 よる廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定に 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定に 昭和三十三年十二月五日 鳥取県知事

破

登録番号

登録年月日

称

(ほ)第五三号鳥収県知事登録

一昭三二、九

合資会社大内組

鳥取市吉方八二五ノ二四

岡田 哲夫 中請者氏名

電三三、 一〇、三〇

鳥取県告示第五百七十二号

r.

	3 昭	和33年	12月5	日	金曜日	鳥	取り	県 公	報	第2978月	}
	"	"	"	"	"	"	"	"	//	八页	東伯
	"	"	"	"	//	"	"	"	"	若 桜	由良
	, //	"	"	" .	"	"	, "	. "	"	茗荷谷	大谷
	"	"	"	"	"	"	"	. //		休ノ上エ	火出尾
	三八ノ一四	三八ノ一三	八八八	三八八一	三八八〇	三八ノ九	三八八八	三八ノ七	三八ノ三	三八八二	二、00二/八
	00100	0.010	(0.01100)	0.0100	0.0000	0.0100	0.0点00	0.0100	0.0110.0	0041700	1711 00
-	0.0100 0.010.0	0、0九00	0.0100	0.01100	0~1点00	0.01100	0.0%00	0.0100	0.01100	0.1400	一、六至00
	0.0100	0,0400	00100	0.01100	O.1#00	0.0000	0,0%00	0.0100	0.01100	0.1400	0、九八〇九
	" "	". "	<i>" "</i>	" "	" "	" "	" "	" "	<i>" "</i>	道 路 敷 地 地	指定理由の 消滅
	"	"	<i>"</i>	公芸	<i>"</i>	<i>"</i>	"	"	"	め知事	松井輝 田良町 長
	山本 祐蔵	若桜町大字淵見	田中 獨松	谷 山本 祐蔵若桜町大字茗荷	保木本君造 丹比村大字徳丸	大田 三郎	四谷重太郎	茗荷谷財産区	谷本可恵		光 大字大谷

_		/ P · · ·	14月9日	.11/	唯口	病	収	炽	公		X
	気高	"	"	"	j	鳥収	市郡	-	— 十 ナ 五	-	次の保
	気 髙	"	"	"	į	湖山	町 村	所	十六年注律第	1	(安林を
	酒津		I	1			大字	在		•	解除予
	清水谷	外池 浜淵	"	"	西方	本松	字	場	十九月ご会	しまりな	次の保安林を解除予定保安林にしたから森林法
	九七五	-,	-	-;		- ;	地		タニ 十 タ	71111	にしたか
	л.	七四七ノ三	九五六	九五五ノ四		九五五ノ一	番	所	百四十十長 第三十条の裁員は19十年元	こう見己こと	ら森林法
	0.0110	0~00111	0、二五	0、五五二九		0.群0岁	台帳	全	。 佐 元	70 片三下	(昭和二
	0,0400	0.0100	0~11000	三、至200		四、新四〇〇	又 は 実 測込				昭
	0,0400 0,001年,五	0.010.0	0~11111100	三、闰000		Ξ	又は実測	622			和三十三
	指定理由の消滅・	学校敷地のため	市営住宅敷地のため	<i>" "</i>	学校鄭坦のため	割害防備 こう	解除の理由	指定の目) 9 1	為仪杲印事 石	和三十三年十二月五日
	田気 田気 西町 雄長	"	か"	"	入 · 江 永	鳥取市長	計	tz J	i	波	
	気高町	,	"	"	式 微性 公	5	77 7 7	Ĩ		[9]	

5 曜	和33年12月5日	金曜日	鳥 取	県 公 報	第2978号	
郡	ら、た 鳥取見	東伯	郡	森林法	. "	"
町町	森 株 法 保 安 林 を	東郷	町	伝(昭和年	"	"
大 在	(昭 和一 *五百七	川上	大 在	森林法(昭和二十六年法律次の保安林を解除予定保安	"	"
字場	ら、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたか鳥取県告示第五百七十五号	平 七 谷	字 場	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の次の保安林を解除予定保安林にする旨通知を受けたから、鳥取県告示第五百七十四号	"	"
	法林に対策			第一体二二方で		
地所	三百四の	七八四	地所	四十五五五十五五五十五五五十五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	三八	를 기
番一台	十 通 九 知 号 を	-	番台会	(号) 第	<u>/</u> 八	2二七
値	受けた	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	帳	三十条か	三二八八二八 0,0001 0,0100 0,0100	三二八/二七 0.000 0.0100 0.0100
実見 込 入積	+· 力·	一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	実見の文積	0 5	01 0,	0 10
実 別又は実測(実) 一種 一種 一様 安 林解除	条 の 昭 規	0.11100	測は 面解 予定 <u>積</u>	規 定 昭 に	0100	0100
実積林	昭和三十三年十二月五条の規定により告示する。		1	昭和三十三年十二月五規定により告示する。	0100	00100
(実 測)	三年 六	道路敷地とするため ・	解除の理由	三年 鳥 取	" "	" "
解指	鳥収県知事年十二月五	と防 す備 る	理目由的	知 月 事 五		
除定のの	7i	た め東 郷	間 請	石		
理目由的	破	町 長	者	破	"	"
 		東郷	所		" 酉	// 西 谷
請	朗	東郷財産区	有	<u>0</u>]	西谷重太郞	谷
者			者		良 B	雄

E.	昭和33年12月5日			金曜	日 鳥	収	県 2	3 報	第2	978号	4
"	"	"	"	"	"	"	"	//	"	"	"
, "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	//	"
"	"	//	″	//	″	"	"	//	//	"	"
. "	"	"	"	"	"	".	*	"	″	"	"
						•					
三元	三八二五	三八	三八	三八	三八	三	三八	三八	三八八一七	三元	三八八二五
1二六	<u>二</u> 五	三八ノ二四	三八八三三	<u>/</u>	三八ノニー	三八八二〇	三八ノー九	三八八一八	ノ 七	三八ノ一六	ノ 一 ゴi.
三二八/二六 0,000回	41110,0	4110.0	00100	三八/二二 0,000年	0.0400	0~0年10	0.0#10	0.0至10	0.0世10	0.0至00	0.0000
0.0100	0.01100	0.01100	0.0100	0.0100	0.11100	0,1500	0.1400	0、1至00	004000	0、1面00	0.0第00 0.1到00
00100	0,01100	0.01100	0.0100	0.0100	0~11100	0~1次00	0、1至00	0~1時00	00000	0~1閏00	0~11100
" "	" "	" "	<i>" "</i>	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
										-	
<i>#</i> :	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	売 に	"	"	"	"	"	"	"
西谷	谷本	藤原	藤大 原字	村江 正氏岩桜町大字若桜	藤原	藤原	西谷	藤原	四谷	西谷	山木
西谷重太郎	可恵	繁雄	藤原 博宗 大字茗荷谷	子 正 天 长 桜	清七	繁雄	賢治	虎義	亀雄	頼雄	肇

おり

内水面漁場管理委員会委員を任命した。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県知事

破

朗

荻原 早栗 青木 田中 江原

央治 国清

捕

町(大字)

字

地

番

台

帳

見

台

帳

見

Ħ

.請

者 住

所

氏

名

破

벬

積 込

米子

大篠津

川尻灘

二八

0、三三四

0、三三00

0、量温

0~1200

大山 大山

鳥取県告示第五百七十六号

及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十八条

一四七二三九

一四七、三二九 売り202

0.0公司

認

定

ため

道路敷の

鳥取県知事 次の保安林の指定を解除 λi

第五条の規定により、 昭和三十三年十二月五日

込 指定理由の消滅 解除の理 由的 滅

揖屋町八三六 si 鳥根県八東郡東京

岸本 春雄

勇 漁業

倉吉市魚町

氏

職業

住

所

信斂

//

鳥取市三津

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十一

鳥取県告示第五百七十七号

条第二項の規定により、昭和三十三年十二月一日次のと

浬

操

漁業

養殖業

西伯郡伯仙町尾高

東伯郡三朝町穴鴨

八頭郡河原町

東伯郡羽合町浅津

古藤平八郎 坂口晋一郎

歯科医

米子市明治町鳥取市二階町

集する。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長

昭和三十三年十二月十

一日午前十

坂

寛

治 時

米子市皆生

松風閣

無職

第2978号

鳥取県公報

ける当選者で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事選挙にお

附議事項 開催場所 開催年月日

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

選挙管理委員会告示

第百五条の規定により当選証書を附与した者の住所及び

報告第一号 議案第二号 議案第一号

委託保養所の設置について

有価証券の取得について

昭和三十三年九月末仮決算報告につい

氏名は、次のとおりである。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長

武

井

Œ

雄

昭和33年12月5日 金曜日

附与月日

十二月三日

氏 住

石

破

朗

所

鳥取市上町九十六番地

鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会を次のとお

b

招

雜

報